（様式１）

公　　　　告

当組合の組合員名簿の調整のため、下記により届け出られたく公告する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○生産森林組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事組合長　　○○○○　　印

記

１　届け出るべき者

1. 現に当組合の組合員である者
2. 当組合の組合員名簿に登載されている者で、既に死亡したものについては、その相続人
3. 当組合の組合員名簿に登載されている者で、既に出資持分の全部を他に譲渡したことにより組合員でなくなったもの

２　届け出るべき事項

1. 当組合の組合員名簿に登載されている事項の内容に変更のない場合は、その旨
2. 当組合の組合員名簿に登載されている事項の内容に変更のある場合は、変更の内容及び変更の事由
3. 当組合の組合員名簿に登載されている者で、既に組合員でなくなった場合は、その旨及びその事由

３　届出に要する書面

　　別添第1号様式から第4号様式までのいずれかによる

４　届出先

　　当組合あてに郵送又は直接届け出るものとする。

５　届出期間

　　　　　年　　月　　日より　　　　年　　月　　日までとする。

６　届出のない場合の措置

　　期限までに届出のない場合は、原則として、当組合の組合員でなくなったものとして、

当組合の定款の定めるところにより、脱退の処理をするものとする。

（様式２－１）

組合員名簿搭載者に対する組合よりの通知文の例（通常活動組合の場合）

　　年　　月　　日

○○○○殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○生産森林組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事組合長　○○○○　印

○○生産森林組合組合員資格に係る届出について

　平素、生産森林組合の業務運営につきましては格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴殿についての当組合の組合員名簿は別紙－１のとおりと相成っておりますが、組合員名簿に登載されている方々の中には物故者等も多く、本来は、相続若しくは出資持分の譲渡があった場合、組合員資格を失った場合又は脱退する場合には、当組合の定款第９条、第10条、第12条及び第13条（別紙－２定款抜粋参照）の規定に基づいて手続を行うことになっておりますが、これまで組合への手続が滞っていたために当該名簿のとおりとなっております。

何分にもものままでは現状にそぐわないのみか、将来ますます組合員及びその出資金等が不明確となるおそれがありますので、当組合役員会で協議の結果、期間を限り組合員名簿の調整のために下記により組合員資格に係る届出をしていただくことといたしました。

　つきましては、期限までに別添第１から第４号様式のうちいずれかの用紙を使って郵送により、又は直接、当組合に届け出て下さるようお願いいたします。

　なお、届出のない場合には、法定脱退の扱いとされ組合員でなくなり、出資金は当組合の財産として処理されることがありますのでお含み下さい。

　また、相続により組合員となる方、譲渡により出資持分に変更があった方又は組合員でなくなった方で、まだ当組合に手続をしていない（手続をしたか否か不明の場合を含む。）方については、この届出をもって加入申込、持分譲渡承認又は脱退の手続をとったものとして取り扱うこととしますので申し添えます。

記

１　届出期間　　　　　　年　　月　　日より　　　年　　月　　日

２　届出の様式

1. 組合員名簿と変わりない場合　　　　　　　　　　　　…第１号様式
2. 相続されている場合　　　　　　　　　　　　　　　　…第２号様式
3. 出資持分の一部の譲渡により持分変更された場合　　　…第３号様式
4. 出資持分の全部の譲渡により組合を脱退された場合　　…第４号様式

３　記載上の注意

1. 組合員名簿中氏名（改名）と住所が変わっているだけの場合には、第１号様式を

使用し、新旧両方を書いて下さい。

1. 相続された場合には、第２号様式を使用し、相続人の欄には相続人のうち相続加

入される方（１人に限る。）について書いて下さい。

1. 出資持分の譲渡の場合は、
2. 持分の一部の譲渡の場合には、第３号様式を使用し、譲渡当事者連名により届け

出ることとして下さい。

1. 持分の全部の譲渡により組合を脱退された場合は、第４号様式を使用し、譲渡人

より届け出ることとして下さい。

（様式２－２）

組合員名簿搭載者に対する組合よりの通知文の例（休眠組合の場合）

　　年　　月　　日

○○○○殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○生産森林組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事組合長　○○○○　印

○○生産森林組合組合員資格に係る届出について

　○○生産森林組合は、○○年に○○地区の森林所有者の協同組織として設立され、事業活動を行ってまいりましたが、近年、諸々の情勢の変化により活動を休止している状況にあり、組合員の方々にもご不便、ご迷惑をおかけしているところです。

そこで今回、当組合の今後の在り方を真剣に検討するため、組合員名簿の確認及び調整をすることになりました。

貴殿についての当組合の組合員名簿は別紙－１のとおりと相成っておりますが、組合員名簿に登載されている方々の中には物故者等も多く、本来は、相続若しくは出資持分の譲渡があった場合、組合員資格を失った場合又は脱退する場合には、当組合の定款第９条、第 10 条、第 12 条及び第 13 条（別紙－２定款抜粋参照）の規定に基づいて手続を行うことになっておりますが、これまで組合への手続が滞っていたために、当該名簿のとおりとなっています。

つきましては、組合員資格に係る届出として、下記により、期限までに別添第１号から第 4 号までの様式のうちいずれかの用紙を使って、郵送又は直接、当組合に届け出てくださるようお願いいたします。

なお、届出のない場合には、法定脱退の扱いとされ組合員でなくなり、出資金は当組合の財産として処理されることがありますのでお含みおきください。

また、相続により組合員となる方、譲渡により出資持分に変更があった方又は組合員でなくなった方で、まだ当組合に手続をしていない（手続をしたか否か不明の場合を含む。）方については、この届出をもって加入申込、持分譲渡承認又は脱退の手続をとったものとして取り扱うこととしますので申し添えます。

記

１　届出期間　　　　　　年　　月　　日より　　　年　　月　　日

２　届出の様式

1. 組合員名簿と変わりない場合　　　　　　　　　　　　…第１号様式
2. 相続されている場合　　　　　　　　　　　　　　　　…第２号様式
3. 出資持分の一部の譲渡により持分変更された場合　　　…第３号様式
4. 出資持分の全部の譲渡により組合を脱退された場合　　…第４号様式

３　記載上の注意

1. 組合員名簿中氏名（改名）と住所が変わっているだけの場合には、第１号様式を

使用し、新旧両方を書いて下さい。

1. 相続された場合には、第２号様式を使用し、相続人の欄には相続人のうち相続加

入される方（１人に限る。）について書いて下さい。

1. 出資持分の譲渡の場合は、
2. 持分の一部の譲渡の場合には、第３号様式を使用し、譲渡当事者連名により届け

出ることとして下さい。

1. 持分の全部の譲渡により組合を脱退された場合は、第４号様式を使用し、譲渡人

より届け出ることとして下さい。

（別紙－１）

組合員名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　名 | 住　　　　　　　所 | 加入年月日 | 出資口数 | 出資金額 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（別紙－２）

|  |
| --- |
| 　○○生産森林組合定款（抜粋）（持分の譲渡制限）第９条　組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。② （略）（相続加入）第10条　組合員の相続人であって、組合員である資格を有する者（相続人であって組合員である資格を有するものが数人あるときは､相続人の同意をもって選定された１人の相続人）が相続開始後90日以内に組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。（届出義務）第12条　組合員は、その資格を失い、又は氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちにその旨を組合に届け出なければならない。（脱退）第13条　組合員は、事業年度末の60日前までにこの組合に書面により脱退の予告をし、その事業年度末に脱退することができる。②　組織変更を決議する総会に先立ってこの組合に書面により組織変更に反対の意思を通知した組合員は、組織変更の決議の日か20日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に脱退することができる。「備考」本項の通知又は請求について、電磁的方法により行うことを認める組合にあっては、「なお、書面による通知又は請求は、組合の承諾を得て、電磁的方法により行うことができる。」を追加する。 |

　※模範定款例であるので、各組合の条文へ変更する。

（第１号様式）

組合員資格届出書

　　年　　月　　日

　　○○生産森林組合　　○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　私の○○生産森林組合組合員資格については、下記組合員名簿の内容と相違ありませんので、その旨届け出ます。

記

　組合員名簿の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　名 | 住　　　　　　所 | 加入年月日 | 出資口数 | 出資金額 |
| （現） |  |  |  |  |
| （旧） |  |

(備考)点線の下には、改名または住所変更があった場合に変更前のものを書き加えること。

（第２号様式）

組合員資格(相続)届出書

　　年　　月　　日

○○生産森林組合　　○○○○殿

氏名

　私は、○○生産森林組合組合員名簿登載の故○○○○の死亡に伴い、下記出資金に係る持分を承継し、　　○○年度より相続加入しましたので、その旨届け出ます。

記

１　相続年月日　　　　年　　月　　日

２　承継した出資持分等

|  |  |
| --- | --- |
| 組合員名簿の内容 | 相続人 |
| 氏　　　名 | 出資口数 | 出資金額 | 氏　　　　名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |  |  |

（注）相続を証明する書類を添付すること。

（第３号様式）

組合員資格（持分変更）届出書

　　年　　月　　日

○○生産森林組合　　○○○○殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　譲渡人　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　譲受人　　氏名

　私共は、○○生産森林組合に対する出資持分の一部を下記により譲渡し、持分を変更しましたので、その旨届け出ます。

記

１　譲渡年月日　　　　年　　月　　日

２　譲渡した出資持分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出資証券番号 | 出　資　口　数 | 出　資　金　額 |
|  |  |  |

３　譲渡による変更後の出資持分等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 出　資　口　数 | 出資金額 | 住　　　　　所 |
| 譲渡人 |  |  |  |
| 譲受人 |  |  |  |

（備考）譲受人については、譲り受けた持分を加えて記載。

（第４号様式）

組合員資格（脱退）届出書

　　年　　月　　日

○○生産森林組合　　○○○○殿

氏名

　私は、○○生産森林組合に対する出資持分の全部を下記により譲渡し、組合から脱退しましたので、その旨届け出ます。

記

１　譲渡年月日　　　　年　　月　　日

２　譲渡した出資持分等

|  |  |
| --- | --- |
| 譲渡した出資持分 | 譲　　受　　人 |
| 証券番号 | 出資口数 | 出資金額 | 氏　　　名 | 住　　　所 |
|  |  |  |  |  |

（様式10）

組 織 変 更 計 画 書

年　　月　　日

〇〇生産森林組合

 住　所 〇〇〇〇

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　組合長 〇〇 〇〇

（様式11）

〈株式会社の場合〉

１　商号 〇〇株式会社

２　本店所在地 〇〇県〇〇市

３　目的

（１）〇〇〇〇〇〇

（２）〇〇〇〇〇〇

（３）前各号に附帯する一切の業務

４　発行可能株式総数 〇〇株

５　上記の事項以外で定款で定める事項

別添定款案のとおり

６　取締役の氏名　〇〇 〇〇

〇〇 〇〇

〇〇 〇〇

７　会計参与設置会社の場合 会計参与の氏名又は名称

監査役設置会社の場合 監査役の氏名

会計監査人設置会社の場合 会計監査人の氏名又は名称

８　組合員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社の株式の数又はその数の算定方法

（１）組合員が取得する株式会社の株式数

〇〇株

（２）算定方法

組織変更計画が承認された時点における出資金の総額から組織変更の効力発生までに組合員に払い戻した出資金及び未払込出資金の合計額を除いた額を出資１口の金額で除した数

９　組合員に対する株式の割当てに関する事項

組合員の出資１口に対して組織変更後株式会社の株式１株を割り当てる

10　組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときの額又はその算定方法

（１）組合員に対し支払われる金銭の総額

金 〇〇〇円

（２）算定方法

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

11　組合員に対するその持分に代わる金銭の割当てに関する事項

組合員の出資１口に対して〇円を支払う

12　株式会社の資本金及び準備金に関する事項

資本金の額 〇〇〇円

資本準備金の額 〇〇〇円

その他資本剰余金の額 〇〇〇円

利益準備金の額 〇〇〇円

その他利益剰余金の額 〇〇〇円

13　効力を生ずべき日 〇〇年〇〇月〇〇日

14　農林水産省令で定める事項

（１）株式会社の所有する森林の経営に関する事項

〈例〉

・森林経営の長期的方針

・伐採、造林、保育その他森林の整備に関する方針

・作業道等路網の整備に関する方針

・森林の保護（鳥獣害の防止、病害虫の駆除）に関する方針

・事業実行に関する方針等

（２）株式の譲渡の制限に関する事項

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

（様式12）

＜合同会社の場合＞

１　商号 ○○合同会社

２　本店の所在地 ○○県○○市

３　目的

（１）○○○○○

（２）○○○○○

（３）前各号に附帯する一切の業務

４　社員の氏名及び住所

（別紙のとおり）

５　社員の全部を有限責任とする旨の事項

当会社の社員全部を有限責任社員とする

６　社員の出資の価額

（別紙のとおり）

７　上記のほか、合同会社の定款で定める事項

別添定款案のとおり

８　組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときの額又はその算定方法

（１）組合員に対し支払われる金銭の総額

金 ○○○円

（２）算定方法

○○○○○○○○

９　組合員に対するその持分に代わる金銭の割当てに関する事項

組合員の出資１口に対して○円を支払う

10　合同会社の資本金に関する事項

資本金の額　　 ○○○円

資本剰余金の額 ○○○円

利益剰余金の額 ○○○円

11　効力を生ずべき日 ○○年○○月○○日

12　農林水産省令で定める事項

「合同会社の所有する森林の経営に関する事項」

〈例〉

・森林経営の長期的方針

・伐採、造林、保育その他森林の整備に関する方針

・作業道等路網の整備に関する方針

・森林の保護（鳥獣害の防止、病害虫の駆除）に関する方針

・事業実行に関する方針等

（様式 13）

＜認可地縁団体の場合＞

１　認可地縁団体の規約で定める事項

別添規約案のとおり

２　構成員の氏名及び住所

（別添のとおり）

３　代表者の氏名 〇〇 〇〇

４　監事の氏名 〇〇 〇〇

（※監事を置く場合）

５　組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときの額又はその算定方法

（１）組合員に対し支払われる金額の総額

金　〇〇〇円

（２）算定方法

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

６　組合員に対するその持分に代わる金銭の割当てに関する事項

組合員の出資１口に対して〇円を支払う

７　効力を生ずべき日 〇〇年〇〇月〇〇日

８　農林水産省令・総務省令で定める事項

「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」（※）

〈例（具体の維持管理方法を記載。）〉

・境界の保全（巡視、下刈）、不法投棄の巡回、林道除草等の維持管理

【スギ人工林の場合】

・適正な保育・間伐の実施（間伐が遅れている森林の整備等）

・将来的な整備の負担を軽減する観点から、針葉樹と広葉樹の混交林への誘導

【アカマツ林の場合】

・松くい虫被害拡大防止のため、定期的な見回りの実施、予防・防除の実施

・風景林維持のため、広葉樹等の灌木の適宜伐採

【広葉樹林の場合】

・森林教室等のイベントや森林レクリエーション利用のため、遊歩道等の設置

※ 「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」の前提となる情報として、保有森林に関する情報（所在、面積、権原等）の記載を行う場合の記載例は以下のとおり。

〈例：保有森林に関する情報〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地　　目 | 権　　原 | 面　　積 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（様式14）

株式会社　定款例（取締役会を設置しない場合）

〇〇株式会社定款

　〇〇年〇〇月〇〇日作成

　〇〇年〇〇月〇〇日公証人認証

　〇〇年〇〇月〇〇日会社設立

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、〇〇株式会社と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　〇〇〇〇〇〇

２　〇〇〇〇〇〇

３　前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、〇〇〇〇〇〇により行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、〇〇株とする。

（株券の不発行）

第６条　当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第８条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第９条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

（手数料）

第10条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第11条　当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出）

第12条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人は、若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第３章　株主総会

（招集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

２　株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

（議長）

第14条　株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

２　代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（株主総会の決議）

第15条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

２　会社法第　309　条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（総会決議の省略）

第17条　株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第18条　株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第４章　取締役

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は、〇名以内とする。

（取締役の選任）

第20条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後〇年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一にする。

（代表取締役及び社長）

第22条　当会社の取締役が１名のときは、その取締役を代表取締役とし、取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役１名を定める。

２　代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

３　当会社の業務は、代表取締役社長が執行する。

（報酬及び退職慰労金）

第23条　取締役の報酬及び退職者慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第５章　計算

（事業年度）

第24条　当会社の事業年度は、毎年〇〇月〇〇日から翌年〇〇月○○日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第25条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

（配当金の除斥期間）

第26条　剰余金の配当がその支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第６章　附　則

（設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額）

第27条　当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金　〇〇〇円とする。

２　当会社の成立後の資本金の額は、金　〇〇〇円とする。

（最初の事業年度）

第28条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から　〇〇年３月31日までとする。

（設立時取締役等）

第29条　当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役　〇〇　〇〇

（発起人の氏名ほか）

第30条　発起人の氏名、住所、発起人が設立に際して割当てを受ける株式数及びその株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

発起人　〇〇　〇〇　〇〇株　払込金　〇〇〇円

〇〇株　現物出資（次項による）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

発起人　〇〇　〇〇　〇〇株　現物出資（次項による）

２　当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる株式の数は、別表のとおりとする。

（法令の準拠）

第31条　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

附　則

この定款は、○県○市○町○丁目○番○号○○生産森林組合の組織を変更して株式会

社とするにつき作成したものであって、組織変更が効力を生じた日から、これを施行する

ものとする。

以上、〇〇株式会社設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

発起人　〇〇　〇〇　(印)

発起人　〇〇　〇〇　(印)

(定款別表)

当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 出資目的である財産 | 価格（円） | 割り当てる株式の数 | 備考（持分口数） |
| ○○　○○ | 別記のとおり | 別記のとおり | 〇〇株 | ○○口（○○，○○○円） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計　〇名 |  |  |  |  |

別記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 地　目 | 地積(㎡) | 土地価格(円) | 森林価格(円) | 持分 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  | １／〇 |

（様式15）

合同会社　定款例

〇〇合同会社　定款

　〇〇年〇〇月〇〇日作成

　〇〇年〇〇月〇〇日会社設立

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、〇〇合同会社と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　〇〇〇〇〇〇

２　〇〇〇〇〇〇

３　前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、〇〇〇〇〇〇によって行う。

第２章　社員及び出資

（社員及び出資）

第５条　当会社の出資１口の金額は、金　〇〇〇円とする。

（社員の住所、氏名及び出資口数）

第６条　社員の住所、氏名及び出資口数は次のとおりとする。

①　社員　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇　〇〇　〇口（現金出資）

②　社員　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇　〇〇　〇口（現物出資）

③　社員　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇　〇〇　〇口（現物出資）

２　当会社の設立に際して現物出資する者の氏名、出資の目的である財産、その価額及びこれに対して与える出資口数は別表のとおりとする。

（社員の責任）

第７条　当会社の社員の全部を有限責任社員とする。

第３章　業務執行及び代表権

（業務執行社員）

第８条　当会社の業務は各社員が執行する。

２　業務執行は社員の過半数をもって決定する。

３　前項の規定にかかわらず、業務は、各社員が単独でこれを行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りでない。

（代表社員）

第９条　代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

第４章　社員の加入及び退社

（社員の加入）

第10条　当会社に新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

（任意退社）

第11条　各社員は、事業年度の終了の時において退社することができる。この場合においては、各社員は、〇ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときはいつでも退社することができる。

（決定退社及びその特則）

第12条　各社員は会社法第　607　条の規定により退社する。

２　前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合は、当該社員の相続人その他一般承継人が当該社員の持分を承継することとする。

第３章　計算

（事業年度）

第13条　当会社の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月○日までの年１期とする。

（損益の分配）

第14条　当会社の事業に関する損益分配は、総社員の同意により定める。

（分配の割合）※出資口数とは別に分配率を定める場合

第15条　損益分配の割合は次のとおりとする。

①　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇　〇〇　分配率〇〇％

②　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇　〇〇　分配率〇〇％

③　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇　〇〇　分配率〇〇％

第６章　附則

（最初の営業年度）

第16条　当会社の最初の営業年度は、当会社設立の日から　〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（定款に定めない事項）

第17条　この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他法令に従う。

附　則

この定款は、○県○市○町○丁目○番○号○○生産森林組合の組織を変更して合同会社とするにつき作成したものであって、組織変更が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

以上、〇〇合同会社設立のため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

有限責任社員　〇〇　〇〇　印

有限責任社員　〇〇　〇〇　印

有限責任社員　〇〇　〇〇　印

(定款別表)

当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 出資目的である財産 | 価格（円） | 割り当てる株式の数 | 備考（持分口数） |
| ○○　○○ | 別記のとおり | 別記のとおり | 〇〇株 | ○○口（○○，○○○円） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計　〇名 |  |  |  |  |

別記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 地　目 | 地積(㎡) | 土地価格(円) | 森林価格(円) | 持分 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  | １／〇 |

（様式 16）

認可地縁団体 規約例

〇〇自治会規約

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

①　区域内の住民相互の連絡及び親睦

②　美化・清掃等区域内の環境の整備

③　防犯・防災並びに生活環境の向上

④　集会施設の維持・管理

⑤　保有資産の維持・管理（保有森林の維持・管理）

⑥　〇〇〇〇〇〇〇〇〇

⑦　その他、本会の目的を達成するために必要なこと

（名称）

第２条　本会は、〇〇自治会と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は、〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地から〇〇番地までの区域とする。

（事務所の所在地）

第４条　本会の事務所は、〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地（〇〇公民館）におく。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

２　この会の活動を賛助する団体及び法人は、賛助会員となることができる。

（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第８条　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

①　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

②　本人より退会届が会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（拠出金品の不返還）

第９条　退会した会員がすでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

（役員の種別）

第10条　この会に、次の役員を置く。

①　会長　１人

②　副会長　〇人

③　その他の役員　〇人

④　会計　〇人

⑤　書記　〇人

⑥　監事　〇人

（役員の選任）

第11条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事と会長、副会長及びその他役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第12条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　その他役員は、本会における専任業務を遂行する。

４　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

５　書記は、本会に関する一切の記録業務を遂行する。

６　監事は、次に掲げる業務を行う。

①　本会の会計及び資産の状況を監査すること。

②　会長、副会長及びその他の役員の業務の執行状況を監査すること。

③　会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

④　前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第13条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）

第14条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

第15条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第16条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第17条　通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

①　会長が必要と認めたとき。

②　全会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

③　第12条第６項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第18条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第19条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第20条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第21条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第22条　会員は総会において、各々一個の表決権を有する。

２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。

①　〇〇〇〇〇〇〇〇〇

②　〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（総会の書面表決）

第23条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第24条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①　日時及び場所

②　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

③　開催目的、審議事項及び議決事項

④　議事の経過の概要及びその結果

⑤　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第25条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第26条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

①　総会に付議すべき事項

②　総会の議決した事項の執行に関する事項

③　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第27条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の〇分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第28条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第29条　役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び合計

（資産の構成）

第30条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

①　別に定める財産目録記載の資産

②　会費

③　活動に伴う収入

④　資産から生ずる果実

⑤　その他の収入

（資産の管理）

第31条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第32条　本会の資産で第30条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第33条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第34条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第35条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第36条　本会の会計年度は、毎年〇月○日に始まり、〇月○日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第37条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、〇〇市（町）（村）長の認可を受けなければ変更することができない。

（解散）

第38条　本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第39条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第40条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第41条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附　則

１　この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会　の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇年○月〇日までとする。

４　この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。